

日本共産党倉敷市議会議員団の末田正彦です。通告に従いまして順次質問いたします。

通告の 1 点目は、「多重債務者救済に行政の支援を」求めて質問をいたします。

2002 年の 2 月に始まったといわれる景気拡大は戦後最長を記録しているとのことですが、その実態はどうでしょうか。景気回復の恩恵を受けているのは一握りの大企業だけであり、その影で、格差と貧困の広がりが進行しています。

2005 年の個人破産申し立て件数は 18 万 4422 件で、2003 年ピーク時の 24 万 2357 件からは下がってはいますが、1996 年時には約 6 万件であったことから見ると、いぜんとして高い水準にあるにはちがいません。

多重債務者の数は全国で 200 万人を超えており、1998 年に年間 3 万人台に達した自殺者の数も 2005 年は 3 万 2552 人で、8 年間、3 万人台が続いています。その中で、経済・生活問題を理由に自殺した人は 7756 人で、なんと自殺者の約 4 分の 1 を占めています。きわめて異常で深刻な事態です。

こうした自殺者まで生み出す多重債務問題。いったい、その原因は何処にあるのか。その原因について、多重債務者自身の個人的な要因を持ち出す議論がありますが、決してそうではありません。

一つには、貧困の深刻化です。

二つには、セーフティーネットの欠如です。

そして何よりも、もっとも重大な要因はその高金利にあります。

そこで、先ず、市長にお尋ねしますが、市長はこの多重債務者を生みだしている原因・背景が何であるとお考えでしょうか。また、問題解決を阻んでいる要因を何とお考えでしょうか。お答え下さい。

この間、クレ・サラ被害者の会、弁護士会、司法書士会などの運動によって、昨年 12 月、貸出上限金利の引き下げなど貸金業法の改正が行われました。そして、政府も内閣官房に「多重債務者対策本部」を設置して、多重債務者の救済をすすめるための対策づくりを初めました。

現在、200 万人以上と言われる多重債務のうちで、弁護士会、自治体の消費生活センターなど、債務整理、生活再建に向けた相談につけた人は、そのうちの 2 割程度といわれています。圧倒的多数の人は、多重債務は解決できるにもかかわらず、弁護士や司法書士は「敷居が高い」、また市役所の相談窓口でさえ、税金とか国保料の滞納をかかえていると、気持ちが後ろ向きになり足が出ない。など一人で悩み、解決の道筋を見つけれないでいるのです。

だからこそ、住民の身近な自治体がもっと敷居を低くして、多重債務者救済に積極的に取りくむときにきているのではないのでしょうか。それは、地方自治法上からも求められています。「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とする」と、うたわれているからです。

また、多重債務者の中には、税金や国保料、公共住宅の家賃、学校の授業料や給食費を滞納している方が多いのも実態ですから、多重債務を解決できれば、例えば、過払い金を回収すれば、これらの支払いにあて、滞納を解消することができます。多重債務者を救うことは、自治体への直接的なメリットでもあるわけです。

議長のお許しをえて、資料を配付しています。ご覧下さい。この資料は2006年7月27日、日弁連が国税庁長官他3省庁に対し、「多重債務者の支援、公的対処の必要性」を要望した時の添付資料の一部です。この図は、借り入れの残高推移のグラフですが、過払いが生じているにもかかわらず、約10年間も返済を続けていたことを示しています。過払い金を回収して、国保の滞納を全額納付することができています。

私はこの間、市内にお住まいで、多重債務を解決した体験者の方に、お話をお聞きする機会がありました。了解いただいていますので、少し紹介します。

この方は、母子2人で、約15年間サラ金10数社の支払いを続けてきましたが、昨年秋、解決の方向が見えています。弁護士を訪ねたときは約800万円の負債総額だったのですが、現在、過払い金780万円を回収し、残り4社と訴訟中で同額相当回収できそうとのことでした。「自分で借りたものは、返さないといけない」その気持ちで15年間何とか頑張ってきた。しかし、借金のあることはなかなか人に言えないし、どこに相談に行けばいいのか、どうしたらいいのか、わからなかった。この方は、知人の助言で倉敷市の無料法律相談にいったそうです。そこで弁護士が「過払いになっている」その場で、現在依頼している弁護士に、直接電話して照会してくれた。その日のうちにその弁護士さんに会うことができ、受任してもらって解決に向かった。ということでした。こんなにスムーズに行くのは希なケースです。

しかし、この方の友人の場合は違っていました。同じ悩みで、法律相談に行ったのですが、弁護士マップを渡されたただけだったそうです。やっと決心がついて、行動を始めた。その時に具体的な相談に入っていけないと、また、足が遠のいてしまう。そのように彼女は語っていました。

次の方は、過払い金で税金・国保の滞納を一掃したご夫婦です。

約20年間支払いを続け、弁護士が受任したときには、負債は総額で約1200万円になっていた。現在、過払い金をとりもどし、税金・国保の滞納合わせて約240万円を一括返済した。この方も、何処に相談すればいいのか判らなかったそうです。私は、「市役所の相談センターへは行かれたのですか」とお聞きすると、「行かなかった。いや行けなかった」と言われました。税金や国保料の滞納などのことで、負い目を感じるのだそうです。自分で本を何冊か読んで、クレ・サラ被害者の会を知り、そこを通じて弁護士さんにたどりついて、解決に向かったそうです。

現在、倉敷市の市民相談事業はH17年度では9510件の相談件数、その内多重債務関係の相談件数は870件あまりと聞いています。頑張っていらっしゃることに敬意を表します。しかし、今のままでいいのかというと、時代の要請はこれにとどまりません。今、各地で先進的な取組もすすんでいます。鹿児島県奄美市、滋賀県野州市、岩手県盛岡市などでは役所内ネットワークをフルに生かした支援を行っています。

そこで多重債務対策について3点ほど提案いたします。

1 点目は、多重債務者支援のための「多重債務対策庁内連絡会議」の設置を求めます。地方自治体は、複数の部署で住民への様々な接触機会があり、多重債務者が抱える問題を総合的に解決する役割も期待できます。そうした機能を効果的に発揮するために、消費生活センターが中心となって各部署間のネットワークの強化をすすめるべきではないか。共通認識を持って問題解決に取り組むためにも、庁内連絡会議の設置が必要不可欠だと考えますが、どうでしょうか。答弁を求めます。

2 点目は、多重債務ホットライン、専任の相談員をもうけ、行政の窓口から弁護士等の専門相談機関に確実に誘導できる体制の構築を求めたいと思います。単に、弁護士などの相談窓口の所在や連絡先を教えるだけでは不十分であります。

そのためにも、まず、地元弁護士会、司法書士会等とも相談をしていただいて、効率的な対応を行うためにも、当初、相談に応じた相談員が相談者を弁護士・司法書士事務所に直接連れて行く、または紹介をする、なども含めて、確実につなぐと言うことが必要と考えますが、どうですか。もっとも、その際に相談者のプライバシーに配慮すべきことは、いうまでもありません。また、多重債務の解決法や相談先を示したパンフレットを作成し、相談窓口、納税、福祉などの行政の各部署に、市民が入手しやすい場所に用意しておくことも有効だと思います。答弁を求めます。

体制の構築について、もう一点。センターの相談能力を高めることはもちろんのことですが、市民から相談を受ける納税、福祉、国保などの職員も、債務整理の基本的な知識を身につけ、債務整理の方法について、概略的なアドバイスができる能力を身につけることが有益です。そのための職員研修体制の整備・強化を求めます。

3 点目は、啓発活動の強化・充実を求めたいと思います

住民への啓発に関しては、現在も出前講座を実施していますが、更に、大学の新生に対して、企業の新入社員研修などに対しても、積極的に働きかけていってはどうですか。また、多重債務に関するシンポジウムの開催などを行ってはどうでしょうか。答弁を求めます。

そして、学校教育の場でも金融経済教育の推進を図っていくことも有効な手段ではないでしょうか、付け加えておきます。

質問通告の2点目は、市長の政治姿勢についておたずねします。

市長の所信表明の中で、「さて、地方自治法が施行されて、まもなく60年が経過いたしますが、…」で始まるくだりがあります。そして「職員の意識改革をおこなうとともに、私自身が全職員の先頭に立って改革を推進し、...(中略)...経営感覚を持った市役所に変わっていく必要があり、次の5つの取組を進めてまいります。」で結んでいます。

私はこれを聞いて、どうもしっくりこないんです。この「経営感覚を持った市役所」というフレーズは、古市市長が市長選挙でのマニフェストの第1番目に掲げているものです。マニフェストでは「経営感覚をもったくらしき」とあり、これを目ざすということなのでしょうが、どこかおかしいんです。

前の項でも触れましたが、地方自治体の役割というのは、地方自治法で規定されているように“住民の福祉の増進を図ること”を基本として、自治体は公共政策を立案し、実施しなければならないわけです。

はたして、市長マニフェストの「経営感覚をもったらしき、あるいは市役所をめざす」というのは公共政策と呼べるものなのでしょうか。自治体の公共政策とは、住民福祉の実現とか地球環境の保全とか住みよい町づくりとかの政策目標にあるのであって、本市においても、経営感覚の名の下に進められている公務員の削減や公立保育園の民間委託、あるいは公の施設の指定管理者制度の導入などといった手法の選択にあるのでありません。そこに違和感があるのです。

保育・教育・福祉・環境保全などは公共的課題であります。しかし「経営感覚をもった市役所をめざす」は、もっぱら効率的な管理手法を論ずるためだけのものなのであって、自治体の公共政策それ自体を論ずるものになっていない。どうも、政策手段を政策目的にすりかえているのではないのか、と思えてなりません。

そこで「経営感覚をもった市役所」に変わっていくために、5つの取組を進めるとあります。まず、この「市民顧客主義」です。「顧客」とは「覇者の客」という意味です。市長は、住民を自治体サービスの「顧客」と見なし、ここでの「顧客」は、市場原理に従って、自らが受けるサービスの費用は自分で負担するという受益者負担原則に従うものになっています。これに従うと、負担を負えないものは、行政サービスを受けられなくなる。「顧客」でなくなるわけです。

私は、住民は行政サービスの単なる顧客ではなく、行政サービスのあり方や質を問う主権者であり、主人公だと考えています

先日、わが党の田辺議員が、国民健康保険の資格証明書発行のことを取り上げました。古市市長が就任してから資格証明書の発行数が急増し、就任前の2003年度と比べ2006年度は19倍の1374世帯にもものぼっています。医療サービスが受けられなくなっているわけです。何故、保険料が払えなくなってきたのか、どうすれば、解決できるのか。「受益者負担原則」が底流にある「市民顧客主義」では、滞納整理の方には目がいくが、問題解決の方向から、行政の目をそらせてしまう結果になってしまいます。

自治体の運営原理は、受益者負担主義ではないし、コスト効率主義を優先するところにあるわけでもありません。自治体アウトソーシング研究会の尾林芳匡（おばやしよしまさ）弁護士は、公共サービスの質と公共性の内容と基準は、住民が主体となり、次の視点からあきらかにされなければならない。と述べています。それは「住民の安全を保障するための専門性と科学性、住民の基本的な人権の保障と法令遵守、受益者負担ではなく、実質的平等性の保障、住民の意見が反映される民主性、長期間の事業の継続に耐えうる安定性」。この視点が重要である。私もそう考えますが、市長の見解をお聞かせ下さい。

次に通告の3点目、全国一斉学力テストをめぐる諸問題について質問いたします。教育長の答弁を求めます。

代表質問でわが党の田儀公夫議員が、全国一斉学力テストについて、子ども、学校間に過度の競争とふるい分けを強いる。また、個人情報保護の観点からも問題であると指摘を

いたしました。教育長は「慎重に対応、実施する」とのことでしたが、本当にそれでよいのでしょうか。

国語と算数・数学の2教科だけで、子どもに成績順の序列をつける。1学年約120万人です。120万番の順位をつけられた子どもの気持ちを考えてみてください。こんな単純なことで、子どもに序列をつけてもいいのですか、子どもの心が、傷つくことがわからないのですか。また、義務教育の結果の検証が出来るとでも思っているのですか。

そもそも教育の目的は、人格の完成を旨として行われるべきものです。とても教育的とは言いがたい。私は、子どもの心を傷つけ、すべての子どもに基礎学力を身につけさせたいという国民の願いに逆行する、この全国一斉学力テストは実施するべきでないと考えますし、倉敷市は参加すべきでないと強く申し入れるものです。

愛知県の犬山市教育委員会は、全国一斉学力テストに唯一参加していません。それは「教育は人格の完成をめざし、自ら学ぶ力を人格形成の重要な要素と位置付けている。学力調査で得られる効果よりも、危惧される弊害の方が大きい。」との理由からです。

まず、教育長にお聞きしますが、あなたはこのテストで本当に子どもの学力を図ることができる、教育の検証ができるとお考えですか。理由も含めて、お聞かせ願いたい。

次に、この学力テストは「子ども一人ひとりを大切にしたい教育の推進、自ら学び自ら考える力の育成に努める。」との本市の教育行政重点施策に合致したものなのですか。

また、学力テスト参加に参加するに当たって、学校現場の意見、保護者の意見はくみ取ったのですか、そして、教育委員会では議論をしたのですか、異論は出なかったのですか、お聞かせ下さい。

今回の学力テストは、個人情報保護の観点からも重大な問題を含んでいると思います。(株)ベネッセコーポレーションおよび(株)NTTデータという一民間機関が、日本全国の小学校6年生、中学校3年生の個人情報をすべて握るということになる。しかもマニュアルでは、子どもに固有名詞を書かせることについて、事前に子ども、父母・保護者に知らせ、了解をとるという手続きすらおこなわずに、上記の集約をおこなうことになっています。これは、個人情報保護に照らして、大問題であり、重大な人権侵害であると考えますが、教育長はどうお考えですか。

2006年4月25日に発表された「全国的な学力調査の実施方法等に関する専門家検討会議」の「全国的な学力調査の具体的な実施方法等について」のなかでの、「得られた調査データの取扱い」で、「全国的な学力調査により得られた調査データについては、個人情報の適切かつ確実な保護はもとより、外部への漏えい、不適切な使用、改ざんなどにつながらないよう、十分に配慮」とされています。このことから、実施主体自らが個人情報の漏洩の危険性を認識している。個人情報は確実に保護されなければならない、個人が特定できる情報を、文部科学省と特定の民間企業がすべて把握できるようなやり方は、断じておこなってはならないと考えます。

また、生活習慣や学習環境等に関する質問も行われます。その内容は、全国一斉学力テストに先立って行われた「予備調査」の内容から、児童・生徒質問紙調査で「今住んでいる地域が好きか」など内心に関わる質問。「朝食を毎日食べているか」「1日あたりどのくらいの時間テレビを見ているか」「家には本は何冊くらいあるか」「家にコンピュータはあるか」「家の人は学校の行事によく来るか」など家庭環境に関わる質問も数多くあります。

塾や稽古事に関わる質問も少なくありません。「1週間に何日塾に通っているか」「学習塾では学校より難しい勉強をやっているか」「おけいこ事に通ったことがあるか」など、受験産業にとって、のどから手がでるほど、最も入手したい情報も独占できるのです。大手受験産業に62億300万円もの予算を使って、仕事を与え、さらに全国で小中240万人の個人情報にさしだす。

この学力テストは受験産業にとって、至れり尽くせりのものになっています。特定の営利企業である受験産業による個人情報の一元的な把握について、教育長はよしとするのか。お答え下さい。

私は、個人情報保護の観点からも、全国一斉学力テストへの不参加を強く求めます。

通告の最後は、「小規模工事契約希望者登録制度」の実施に当たってであります。

「小規模工事契約希望者登録制度」の実施が決まり、昨日からいよいよ登録が始まりました。工事の入札参加資格のない業者や個人でも、市に申請・登録すれば、50万円未満の小規模な修繕工事について、受注することができるようになりました。中小零細業者の支援ということで、実施に踏み切ったのは大変評価ができるところであります。

平成17年度には、50万円未満の修繕工事は9433件、12億6千万円の発注と聞いています。指名業者と非指名業者の受注割合は、概ね8対2の割合です。

発注見込み量について、先日の答弁では「しばらく猶予を与えて欲しい」とのことでしたが、この制度を有効なものにするためにも、小規模工事契約希望者に積極的に発注することを強く要望しておきます。

以上、市長並びに関係当局の真摯な答弁を期待いたしまして、私の質問といたします。